

国家戦略特区

～新たな規制緩和のアイデア
規制緩和メニューの活用募集中～

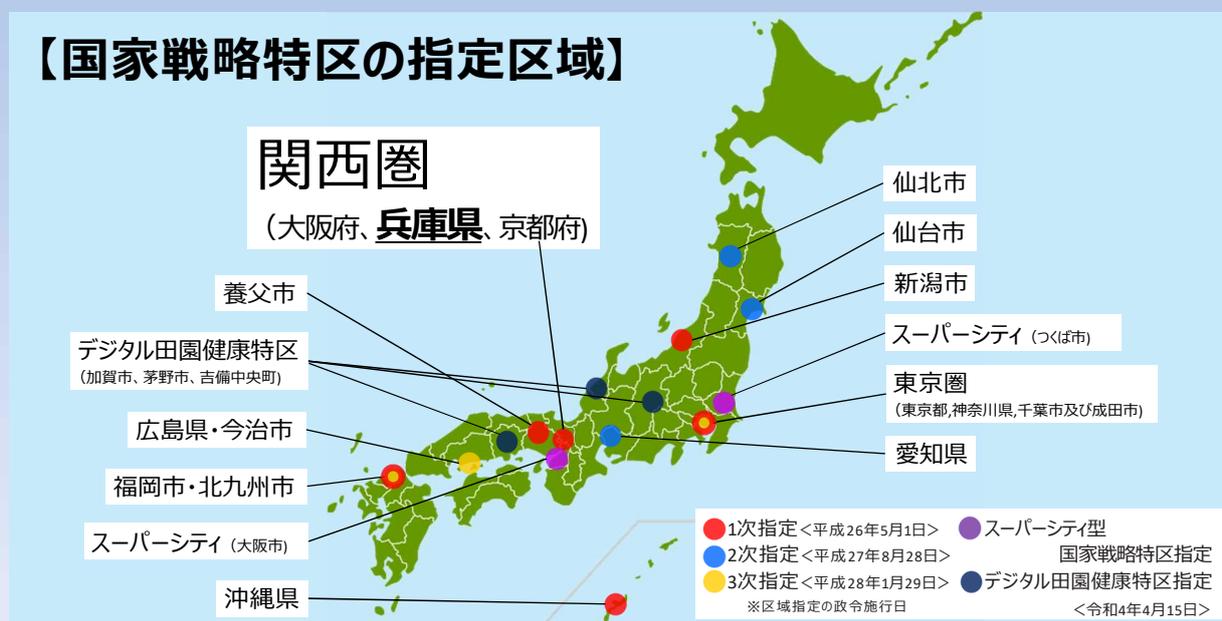
「国家戦略特区」って何？

- 「国家戦略特区」は、“世界で一番ビジネスをしやすい環境”を作ることを中心に、地域や分野を限定し、大胆な規制・制度の緩和や税制面の優遇を行う規制改革制度です。
- 全国で13区域のみ指定されており、兵庫県は「関西圏」として、県全域が国家戦略特区に指定されています。

「国家戦略特区」で何ができるの？

- 事業者等の皆様には、新たな規制緩和の提案や、既に示されている規制緩和メニュー、課税の措置を活用していただけます

【国家戦略特区の指定区域】



是非、課題解決やアイデアの実現に向け、活用しませんか！



兵庫県マスコット はぼたん

兵庫県 企画部 広域調整課

TEL : 078-362-3057 FAX : 078-362-4479

E-mail : koikichose@pref.hyogo.lg.jp

兵庫県 国家戦略特区

検索



1 国家戦略特区限定の規制緩和を受けられます！

- ・国家戦略特区では、「都市再生」、「創業」、「外国人材」、「観光」など幅広い分野の規制改革メニューが用意されています。
- ・また、規制改革メニューの活用のほか、新たな規制改革の提案を行うことができます。

国家戦略特区 既存の規制改革メニュー(令和6年4月時点)

都市再生

- ・都心居住促進のための容積率・用途等土地利用規制の見直し等
- ・民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能化
- ・建築物用地下水の採取規制地域における冷暖房利用の特例
- ・中心市街地活性化基本計画の認定の特例
- ・万博に関する仮設工作物の設置に係る特例
- ・万博に関する仮設建築物の建築に係る特例

観光

- ・滞在施設の旅館業法の適用除外
- ・旅館業法の特例対象施設における重要事項説明義務がないことの明確化
- ・過疎地等での自家用自動車の活用拡大
- ・民間と連携した出入国手続き等の迅速化

保育

- ・「地域限定保育士」の創設
- ・多様な主体による地域限定保育士試験の実施
- ・小規模認可保育所における対象年齢の拡大
- ・地方裁量型認可化移行施設の設置
- ・外国人乳幼児が多い認可外保育施設における指導監督基準の特例

雇用

- ・雇用条件の明確化のための雇用労働相談センターの設置

外国人材

- ・外国人家事支援人材の活用
- ・創業人材等の多様な外国人の受入れ促進
- ・創業外国人材の事業所確保要件の緩和
- ・外国人留学生の創業活動の促進
- ・起業準備活動期間の延長
- ・クールジャパン外国人材の受入れ促進
- ・外国人を雇用しようとする事業主への援助(相談センターの設置)
- ・農業支援外国人材の受入れ
- ・外国人美容師の育成
- ・外国人エンジニアの就労促進
- ・海外大学卒業留学生の就職活動の促進

創業

- ・外国人を含めた起業・開業促進のための各種申請ワンストップセンターの設置
- ・公証人の公証役場外における定款認証
- ・官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化
- ・一般社団法人等への信用保証制度の適用
- ・多様な働き方推進のための「テレワーク推進センター」の設置
- ・工場新增設促進のための関連法令の規制緩和

農林水産業

- ・農業委員会と市町村の事務分担
- ・国有林野の貸付面積の拡大
- ・国有林野の貸付等に関する対象者の拡大
- ・単式蒸留焼酎等の製造免許要件の緩和

医療

- ・国際医療拠点での二国間協定に基づく外国医師の業務解禁
- ・外国医師診療所
- ・病床規制の特例による病床の新設・増床の容認
- ・医学部の新設
- ・医療法人の理事長要件の見直し
- ・特区薬事戦略相談制度の創設等による革新的医療機器の開発迅速化
- ・革新的な医薬品の迅速かつ効率的な開発等を促進するための医療関係者に対する援助
- ・可搬型PET装置のMRI室での使用
- ・臨床試験専用病床の施設基準の緩和

教育

- ・公立学校運営の民間への開放
- ・獣医学部の新設
- ・研究開発推進のための施設整備に関する国立大学法人法の特例

近未来技術・サンドボックス

- ・自動車の自動運転や小型無人機等の実証実験を促進するための近未来技術実証に関するワンストップセンターの設置
- ・地域限定型 規制のサンドボックス制度による自動車の自動運転や無人航空機(ドローン)等の迅速・円滑な実証実験



詳細はこちら
内閣府ホームページ
国家戦略特区
規制改革メニュー

2 国家戦略限定の税制支援を受けられます！

国家戦略特区 課税の特例措置(令和6年4月時点)

設備投資促進税制

・特区内で設備投資を行う企業を税制支援(特別償却又は税額控除)

【対象】 国家戦略特区の規制の特例措置の適用を受ける事業又は利子補給金の対象となる指定金融機関から貸付を受ける事業(「医療」、「国際」分野の特定事業を行うものに限る。)

| | |
|---------|---|
| 【対象設備】 | 機械・装置(取得価額: 2千万円以上) 開発研究用器具・備品(取得価額: 1千万円以上) 建物・附属設備・構築物(取得価額: 1億円以上) |
| 【特別償却率】 | 取得価額の45%(建物等23%) |
| 【税額控除率】 | 取得価額の14%(建物等7%) |

※このほか、所得控除、エンジェル税制などのメニューがあります。



詳細はこちら
内閣府ホームページ
国家戦略特区
課税の特例措置

3 実現までの主な流れ

相談
受付

県で方針を確認、
内閣府に提案

国、事業者、事
業者等で協議

省庁等了解の後、
総理大臣が認定

提案
実現